

秋選管告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和4年5月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

選挙区の別

秋田市	87,255
能代市山本郡	22,437
横手市	25,049
大館市	20,281
男鹿市	7,748
湯沢市雄勝郡	17,424
鹿角市鹿角郡	9,951
由利本荘市	21,538
潟上市	9,322
大仙市仙北郡	28,210
北秋田市北秋田郡	9,628
にかほ市	6,878
仙北市	7,320
南秋田郡	6,494